四季草

春上

内閣書庫

和書門 類 二〇七八二 號 六〇 函 八 架 七 冊

293

内閣文庫 和書 二〇七八二 號 七 冊 頁 一五三 函 一 架

隨筆 六ノ二

内閣文庫
番號 和 20782
冊數 7 (1)
函號 153 293

国立公文書館
National Archives of Japan

内閣文庫

春草　巻之上

目録

一　弓矢の始の事
二　弓ハ両双の把を明るとゝ仰ると云事
三　弓本地の事
四　弓とたらしと云事
五　神代の弓矢の事
六　日四弓の事
七　一張弓の事
八　八張弓の事

浅草文庫

九　九張弓の事
十　十張弓の事
十一　九木弓の事
十二　檀弓の事
十三　梓弓の事
十四　梔弓の事
十五　槻弓の事
十六　松弓の事
十七　桑弓蓬矢の事
十八　桃弓葦矢の事

十九　真巻弓の事
二十　皇藤弓の事
廿一　姿藤の事
廿二　糸つゝみの事
廿三　ちま弓の事
廿四　弓矢寸尺の事
廿五　矢束長の事
廿六　かのゝあらそうの事
廿七　節巻の弓の事
廿八　弓の多少の事

廿九　弓の名所の事
三十　弓鞍なと様と者とゝ
廿一　墓目のゝ
廿二　目十尺のゝ
廿三　大具足の墓目のゝ
廿四　者逆引目のゝ
廿五　神頭のゝ
廿六　一ノ目四目のゝ
廿七　ゝ者のゝ
廿八　上さし中さしのゝ

廿九　ゝゝりゝ紀のゝ
四十　ゝんとゝ引目のゝ
四十一　弾逆のゝのゝ
四十二　矢の根ゝしゝ花ゝとゝと云ゝ
四十三　ゝゝもきのゝ
四十四　ゝ彼云彼のゝ
四十五　雷上動のゝ
四十六　矢答　矢味のゝ
四十七　貴人の矢と沸河度と云ゝ
四十八　侯爵無のゝ

四十九　柳と矢筴を用ひる事
五十　的のたゝかひと云事

春筆巻之上

一　弓矢の始

弓矢の始ハ人王十二代景行天皇九州時東国の
謀反人を退治せんとて日本武尊を大将として
弓矢を作りそなへと云説有
是非也不可用弗代より素盞嗚尊と云神なり
渉父ハ伊弉諾尊渉母ハ伊弉冊尊渉姉ハ則
大日孁女尊と申天照大神の渉弟也素盞嗚尊
悪行を好みたまひ五穀ハ一つもなりそこなハ
父母の神怒り給ふ素盞嗚尊を高天ヶ原

（高天ヶ原とハ神の住玉ふ所の名也）より根の国（根の国とハ田舎の事）へ追やらるゝに
暮暇乞ニ天照太神の方へ参りなんとせし彼
国を奪んためニ来りぬらんと疑ひて弓を持ん
ために天神ハ女神なれども男の装束を召し給ひ
矢を負弓を持弓弭をけり力足をふみ武勇の
姿を顕し素盞嗚尊の来らせ給ふを待給ひしと也
是日本紀神代巻ニ見へたり　然則天照太神
矢を負弓を持給ひしとなれバ夫より前方より
弓矢ハ有来りしなるべし　弓矢を始て作り出し
給ひし其神の名ハ何道の書ニも見へず　不詳

二　弓ハ蒼天の地を象り作ると云なり
弓ハむかし天竺の異坊を象りて作り始り上下
の地ハ地水火風をかたどる形也　弓とハ異漢を本とする
なれバ異地の色也　弭を為し弦ハ本とりかハ地の
右の色也　弦ハ波地に象る亘名八まで象形と云
従ひ此説室町殿乃時代ニ小笠原の
口伝書ニ見へたり　右之俗説なれバ不可用むかしとハ
何時をさしてむかしとや何の頃ニ天竺の地を
象りしや従人の本なるや　いづれの書にも不見
也　なき俗説也　唐土のむかし晋の代に

楽廣と云人ありし人の家に客人来りしに
酒を進むるとて重箱よりの角切の新らしき
を客人に出せと思ひ人に命じて酒肴を調
其侍病かりし故しらせず晋書に云ふ又
蔵経に出る又法華經目録の地の
法華經の経法の所に是を越王相首地
とつくりとかく是を取合せて作る俗伝
なるべし

三　弓の本地の事

弓の本地は薬師佛の形なり然るに意柴の相と

本とする佛の字は人弓引の三字を一つに書
佛と云字を作るなり と云説あり可考
弓は別に本地と云ふ
梓檀　柘黄　楸木の本地と云
弓を作る木なり弓は本地と云
作るなり　又意柴の本地とす　是皆
弓の本地　佛像にて弓は
雖　弓は半弦式　射形にて作るなり
意柴を本とせは彫せは
なるべし　今俗の伝は如此の作りし器と
なるべし　又井の字は弓引の二字を合せ

[illegible]ハ弓より引ハ引[illegible]ず象出
[illegible]ハ遠なり又佛の字ハいまゝ佛法[illegible]
流布[illegible]字なり字ハホトケと天竺乃
梵ハブツと云 [illegible]分て唐土[illegible]ハ浮屠又
佛陀の字を[illegible]佛陀の下畧[illegible]
佛の一字を[illegible]ハ浮屠[illegible]
又佛陀[illegible]（ホトケ 音面）[illegible]吾國の[illegible]仏の字
原文[illegible]

四 弓とは[illegible]

弓とは[illegible]ハ 天竺の貝多羅葉ハ長サ

七尺みすゝ 弓の長サも同[illegible]多羅
樹と云[illegible]一條兼良公の[illegible]
又[illegible]又多羅樹の枝と[illegible]
云と有[illegible]
の名ハ貝多と云[illegible]ハ天竺の[illegible]
岸歌と云[illegible]多羅樹ハ榎桐のゝ[illegible]
[illegible]ハ長サハ九尺を[illegible]
の[illegible]又[illegible]四十九尺[illegible]
小[illegible]七尺みすゝ[illegible]の小サき樹ハ[illegible]
又多羅樹と[illegible]弓を作り[illegible]

書なハ多く見へすされハ弓とたらしと云る
多羅樹よりきこるよりなそ名付し又一説ニ
神功皇后三韓征伐ありし時御弓を立させ給ふ
所を名付て給ひしより後ハ其名を手束婚弓と
申ならはせしなりとて云ハ手
取らしと云儀にて信すへからす神功皇后三韓を
攻玉ハさる所あり御名気長足姫（イキナカタラシヒメ）尊と申し
奉りし日本紀ニ見へ名付へし其手の取れたし
是へ手束婚の尊と申奉ると云ふ事ハ正史実録
になき事へす其手東あれしも是へ弓と名付しと

名付しと云事あり是又証拠もなき名説也両説ハ
万葉集第一の巻の歌ニ
所執（トラシ）の梓弓（アヅサノユミ）の奈加弭（ナカハツ）の音為（オトスナリ）なりと云歌之御執
の二字みらしともよませて是ハ手の所に執せる
弓梓弓と云ふなく和名ハたらしなれともトとタ
音通するよへよみたらしと略してたらしとハいふ也
弓ハ手に執る物なる故へ所たらしと云名が八採る
佩物なる故へ所たらせと云同例也

五　神代の弓矢の事

神代の弓矢ハ天鹿児弓天鹿児矢天羽羽弓

天の神に矢生弓矢、大弓小の名日本紀に見えたり。
是小の弓矢の制度、従匹夫に至て
行はれ正位も定難し。神代の弓矢は後代に
伝ふる史、天子人一人として只独専に法令
史法度なるもの知れぬもなし。

六　神代四弓の事

神代の四弓と云は、前に記し天照大神の授給ひし
所の弓と云、葦原の中国（ナカツクニ）の邪鬼（ハラヒ）攘（ハラヒ）平けたまふ
る霊（ムス）霊（トノ）命に天の羽弓と称号
弓と云、皇孫のあまくだりに付て授神の執給ふを

後世弓と云、意味あるの物の付持給
弓と称世弓と云、是と神代の四弓と云と古来説
信し難し。付四弓の為日本紀神代巻に
記あるは、
しなん神代の弓なり。
の生弓矢人弓拓弓なり。
七　一張弓の事
近世一張弓と云称して、是天照大神の
弓属と振記し。付の弓く迫国海弓と
云云。弟行と朱塗り黒漆り振り

上ゟ三十六所 出し巻く地の三十六會ゟ彫
又大日經の三十六童子ゟ彫 板ゟ下ゟ世八
所ゟ天の廿八宿ゟ彫 又法花經廿
八品ゟ彫 弾の形と 魚の尾の形のゟ作
又一説の一法弓の形八上下の 弾の形と 彫形
して 古とおして 弾ゟ出 地と地形弓とゟ出八
神切皇后の此弓の制 云又神代の弓とも
ゟ又 ゟ又ゟ曼荼羅弓も 為 皆偽
作なし 二十八宿の三十六會なと
ゟ 神代巻ゟハ天一寸 惣神天皇の此字略

て文字 弓弓 此朱天文法物の書なとの弓
弓弓 大日 法華經も 神代ゟハ
欽明天皇の此 仏 法 略 弓と 以後
の仁徳 弓弓と 偽 ゟ 可知又 珍
と作て 把 弓と 為 ハ 弦 地 日
地と思 思 ゟ 弦 弓
八 八張弓の
ゟ
八法弓の 神代の四弓と云 作 弓 八法
弓とも名と 有 ハ法弓とハ 名 弓
地形弓 羅形弓 四 おの法弓 立 歩足弓 六 法物弓

七種弓ハ世ニ弓之足ハ小笠原 [illegible]
なりなれども 室町殿の世代に記し奉る小笠原の
古法云の中より一張と名付す 高く武家
弓法集 世ニ二伝一伝云 の中より 首実検の作法を記す
条より弓ハ 左ニ弓小物〻〻と [illegible] 名付ハ
左ニ既に八法弓の名ハ 定し [illegible] 弓も 定
流りなる 之 [illegible] 代の書なる 其弓の名とハ云
載せ [illegible] 八法弓の如ハ [illegible]
弓も [illegible] と名付別に [illegible] 別云し [illegible]
八載す 左ニ弓法 名弓法集より [illegible]

九　九法弓の事
九法弓迄 [illegible] 弓と 九尺 [illegible] 也ハ
八法弓も 尺なる 又此名と 定し [illegible]

十　十法弓の事
八法弓 九法弓法名 [illegible] 又十法弓と [illegible]
弓法名作 [illegible] 用也 [illegible]

十一　九尺弓の事
九尺弓と八尺 [illegible] 九 別 [illegible] 九尺弓の名
名ハ只弓と計云 上代弓と云しハ 九尺弓の事
なり 尺 尺と作 [illegible] 弓と弓計 [illegible]

中きとね 樺より九本弓とハよりて 樺弓檀弓 杤弓
櫻弓櫻弓なりしハ皆九本弓と共弓と制度
多本の名を以て 何弓と号也 今し新本白本杯
以ハ九本弓より出て 九本弓ハ鰾の弓なり
と云 亀甲なり 西京 長ハ本弓なりやいよ
弓のなよハ軍弓より重し 九本弓とひく 又ハ
人川ハ弓 ひんと云ハ名まりて 初めなる丘
弓より別るべき 樺弓ハ下の名なり
又ハ此の九本弓 桜弓なり 九本弓ハ左と強き
地なれハ 強き地成 桜弓 新注 記 文治

元年 義経都を 落て 門ふ小磯威の 澄口方面の
冒山 多地ハの矢十六 して 九本の弓一張 と
六條 堀川の館より 出 出れし 又 川 後
築 築 出れ 附 道 行 方 於
生 多 弓 本 の 九本の弓ハ 通 弓 弓 弓 弓 弓
弓 弓 本 北 九本弓とハ 本 の 弓 弓 櫻 の
通 て 曲 弓 ハ 直 弓 弓 弓 弓 九本の弓 別
て 川 試 新 一

十二 檀弓の事

檀弓ハ 弓の 弓 記 二代実録 延元 万葉集
弓 切 弓 九本弓 樺 弓 弓 弓 弓 弓 弓 弓 弓

白檀弓と云　真弓とるし

口ぬくまゆみの本ハ真の弓の本と云　意て真弓

の本とハ云なくハしなるて　此本ハ本化こまろ山して

性弱ばく　さるへ弓材ハ高宮さ本と

四形さ弓ハ本ハ弓ハ和名抄とハ檀　初名

万葉集ハ玉桙のみち　真弓九弓て　玉桙

の弓ハ弓ハ　真本し　玉桙ハ似弓

皮とるけハ内ハ　さるき皮ハ　牧ハ皮と矢の

上ときとときとすると　ハぎとハ　真本と別

もるる　なしうつきなどの　ハ十月ハ　実と張

四ハ角ハ弓ハ　ハ四ハ　四ハ赤黄色なり　粒ハ

実と　かしなるなり

十三　梓弓の事

梓の本て作弓　九本弓て　ぬきハ　ぬ戸て本ぬ

くもの本ばけも　云て　和名抄ハ梓　和名　阿豆佐

と弓　葉と　真本し　相ハ似弓

（古事記延喜式二代実録万葉集
古今集ハ　えて弓）

十四　梔弓の事　日本紀ハ　えて弓

梔弓ハ黄櫨　本ハ　別弓ハ　九本弓て　ぬ弓ハ

梔の字と　用弓ハ　古代文字の用　遠て　物と　張弓

ハ梔子　ハ　作弓　毫し　黄稿て　作弓　深し　苦

芝となる西へ根新して梔子深て実穂深
西系しく梔もはしとて濃なるはしとてふい
梔の字の如州よい所ます 和名抄よい梔子 和名
久知奈之 実橋 和名 沙迦之とゝ沙迦之の中
畧して沙之とゝ 梔ハ弓材よりも実穂ハ
ちゝ材よりしゝ世のゆみのひくまゝ実穂を
芳橋ハ深の木 白膝 木胡桃 木なとに似り業
の形も似り 京ましばゝとみちと濃るゝ
もはゝと田舎河よ そもとゝ 実穂の木を切
てゝれハ切口 ハ白くして 内ハ黄黄なる

ハとゝ弓より作るゝ 作物より ハとゝ用るゝ里人
うゝ山より生しうゝ此里 とゝふ 髭と山もも
とゝふなり

十五 槻弓のの 定武之代実録
槻弓ハ槻の木を割 名木弓と 和名抄よい和名
豆木とゝ 槻の木とけやきと木と同し 槻弓の
ゝゝゝ 雖しゝ 本国 大山の仙人のいるい槻の
木と弓の木もゝ けやきと 木も似ゝゝ
木を割ゝゝ 槻ハ弓 けやきハ只髭よのゝ
木化 毎ゝ槻の木ハ髭 木化よ 樺よかゝゝ

本紀に　さるとは四合とく陽厭の物よ是　年の
よ高ふくして杯を又杯を南ふ客人
のいひしハつきの本をけやきハ天
ゝ天柱ゝ立の日ゝよけやきの葉ハ西の端上
ゝ立上ゝ中ゝ枝なし　椒の葉ゝおしく
西の端　立上ゝ是ゝ　ゝ　椒の葉よ
けやきし洲ゝ出ゝ

十六　杯弓の事　三代実録延喜弐年ゝ
杯弓ハ杯を別ゝ弓ゝ　九本弓ゝ　和名抄ハ　豆
英とゝ一名　邪葉ゝ　山葉ゝ　葉よ作る

本ゝ葉杯ゝ日新の　葉の葉ハ
ゝ和ゝ杯の葉ハ　ゝ　ゝ
光ゝ葉杯ゝ　よ　ゝ

十七　葉の弓蓬の矢の事

葉の弓蓬の矢ハ礼記内則の篇ゝ西
是ハ男子の生ゝ門の左ゝ桑の弓ゝ蓬の矢
六つ　ゝ　天地四方を射ゝ　ゝ成ゝ
武切と天地四方ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
係ゝ蓬の茎ハ弱ゝ　ゝ　ゝ
葉の弓と　ゝ　ゝ　ゝ

葉弓蓬の矢 永國より入角のなり 玉鉾翁
安倍天皇時 從七の付 平忠公 射手を行きより
書うしも 地獄のかきりよ云うこうがつなり
朝廷より 賜すと 行もて 國 文よ入一す 葉弓
蓬の矢のす 高の 秘すし 迚作 長尺 掌
なり行のそく 秘すと とやなり

十八 桃の弓 葦の矢 の事

古代 禁中 十二月 嘲る 追儺を 行うて 追儺
ハ鬼 中 大舎人 云 官人 四目 なる 老 さ
仮面 とうけ と 指 なく 鬼 の 形 となる 元を

方相氏と名付 面上の 人 桃の弓葦の矢を 持
鬼を 追 射 元 疫鬼を 追 中 ひなり
疫鬼とハ 疫病神の 事 葦の矢ハ 脆き 弱き 物
なりなる 故 桃の枝の 細 弱きを 以 弓 成
作て 射 為 強き 弓 矢 ハ 方相氏 所
と 蒙 只 ひなり 強き 弓 矢ハ 用
及ハさる

十九 太巻弓の事

太巻弓ハ 生弓 を 巻 と 云 伝 或ハ
小さき 弓 と 云 伝 作 て 西伝 なり 用

なるを文正集に天仁元年顕季仁安歌合

いなまんまるのうのもすれば

引ちらして行うゑ山ちも　隣賢法師

哥の意はまた老たに　はきうとは今学ぶ

本作と合せうの歌は意の合ぬのかは

ワの歌はまきに弓の如くにすれば引ちらし

しくなるんとれうきんと歌きたる新二月二の月

ちうきの弓といひてもまきをまきの弓と云

しかのかよ引ちうきるを　梓弓は九本

引ちらしはもあへ梓弓といひてはかんをり

はるうてとゝるれるあへはきまきの弓と

云出と中の月引ちうてとゝうなり引ちう

とは弓と引矣とちうれるまはかれる弓の本と行

のちうきうちひしを学引ちうかやもも

すれは引ちうとゝふんちもすれはとしも

弓射るまは尼の腕に新と結て射るは

しくちうきく新とすると新を磨とゝふ何とゝ年

思はとゝふの何と西方勇くゝうを　もすれはと為は

やもすれはとゝふ

問哥歌の何をゝくく左れは中ちうれ弓は本作を

なるもうちけるとゝ哥人は歌をうして左れ

忌木と云ハかの字に徑木と云へし徑又徑母と
まゆみまゆみしらまゆみと讀む然るの徑梓もまゆみとは訓
例して木竹を徑合せゆみなる故へ徑木弓と云
ても木ゆみと訓へし又和名抄に細射の二字を
しらく唐國傳令の細射弓箭といへる文を引く
按するに其字云和名弟く岐也良と訓しての是ハ
細竹の細の字を簾に写しての細の字写して
九木弓の制の簾略なる射して木竹を合せたる
弓の細密なるを似て細射の二字を弟く岐也良
に宛たるなるへし延喜式に見へたる麻の蔵ハ

弟く岐也良に宛たるなるへし又梓まゆみ弓ハ銘を
射へき弓にし宝治拾遺に川額院生と云人の哥に
まゆみ弓を好みて射けるハ能射けるよし哉猪射の
射手に弓まいらすと見へたり又次将裝束抄の射礼
然弓弓端似の条に束帯弓矢を具す其具て
弓に伴の弓に鞆弓点と記す見へたりまゆみ弓
和名抄延喜式其外見へたれハ木竹合せたる弓
も上古よりありしこと知るき弓ハ丸木に張て
うたれハえたりぬへ軍陣ハ不用して的にのみ用ひ
なるへし丸木弓ハ専宴僕に用ひして

辛度弓の事

為記す如く上古軍陣には丸木弓を用ひ始まり
まき弓となりしかとも東国には辛度乃弓は
足手軽の故にまき弓は用ひ
国家書記に辛度の弓は
書ふる田信なれは辛度にて引て手ら地ふる
し不知今川了俊の弓は丸木の弓とよみ
ふれ
ふれとも丸木弓は行度もなくして軍陣も丸
木弓とまき弓と兼て用ひ
丸木弓度れく古家陣もまき弓用ひ

なりし共両度とも鰾のふれぬなる
辛度と称ふるなるなるく拵ふる二十
六所度とまた地の三十六倉と叫ふる拵ふる
廿八所度を差て天の廿八宿と叫ふるとい辛
度と辛度の中に一つ辛度と云は是なる叫ふる
所度と云ふ拵ふは辛度とふる
度ふ拵いふと定すふる擬に老ふる地の
形と叫ふるとてまふは拵ふるもなふる辛度を老
半八の師に拵ふて是に拵ふて人の高れぬる
科に方家書に伝田右る外伝に拵上は廿八宿拵下は

二十六匁五分と書て上下の違ひあれハ
二十六合二十八者と御尋の時ハ前の通り此方数
の事定所御代代に成ぬ事と存候
書と申すハ無小笠原流と号して小笠原家の古伝
伝する書なる故小笠原古伝云と云て無
称号書て弓箭の条に云 三十六匁廿八匁ハ 限る事
として又云 弓箭の条に云 主殿の方こゝ(中略)小笠原の流
ゝ者故云云 又弓法初段もも云云
又の張弓と為て 主殿の弓の制度七九寸
のもも張弓 主殿の箭ハ四寸 四箭
弓と云書 古伝方よりハ皆如

廿一 めこめ箭の
軍陣軍書 永正八年より古伝なる書 弓箭 主殿ハ四きう和也
めこめ殿と云ハ 主殿の上と赤漆して塗弓を不
塗して殿の上と漆して 赤漆とハ朱漆
云云 古伝 黒て 黒色 目なりを赤漆
云云 日 半て

廿二 糸包の弓の
糸にて弓の弓と云ハ麻糸を黒の色を御弓糸より
少し細くして 中名より云 黒色なく
まき 中 免漆 小麦の粉と合て弓に糸を
まきて上を地をぬして 黒漆して

其上にせんへんまきやすり矢をはさみて三ヶ所に
矢をまくへし先年御撰出大伯歌矢為村の武蔵に
伐し称侍し古き糸つゝみの糸すりしをもとして
求め得られ三割たゝふにめし家弓には宜し
かるへし　糸つゝみの弓　武徳紀に見ゆ

廿三　ひきめ弓の事

正月男子の誕生にひきめ射る事ハ邪鬼を退
治するの表示也ひきめハ破魔と云ふ魔を借
のゑんといふ説あれとも取るへき証に当らず
ひきめの正説ハ何かれ用ゆるひきめ弓の謂れ

昔ハ京にも何方にもありしなれとも今ハ絶て
只その弓矢とうハ童の誕生のまねのみされとも
童を出すハ今も三郡に残れり古俗の人の物語
に古俗細の山中の民家にて正月初童ひきめ
弓を射る的ハ菰縄をもて作り三形余地のめく
径り一尺斗り真中に径二三寸の穴作り是を受て
ひきめといふ射手弓矢をもちて一列に立並んて何
けるに一方よりかの的をまろはしやりしに
その的を射るを的の穴を射通すとすらから
ひきまろはして法進ハ又一方よりまろはしかへしてて

各村々にて作まつる事ハ射場の内より作る
なくまた作りなる毛とを村々にて又大和國
吉野郡上市村の人の物語りも大和にてまつる
村々の方のやうに大和くはまつりを村々
にまつりといまつりにて事なりしと云
の人方和の人の云ハ同じ事なれハまハ
的の為にて破魔よハ作る事

廿四　弓矢寸尺の事

延喜式に神宮の條に云梓弓廿四挺長各
七尺以上八弓節と作る日典侍家式に云梓弓長
七尺人寸　槻木檀準此と作る吉祥秘例抄に建久
二年十二月場始の條に云長弦弓中巻弓長七尺
六寸と作る軍考記に云大和出大安寺
作る神田宮居の御弓長七尺ハ日法隆寺に作る
天武天皇の御弓長　七尺八寸　立ち射と云作る
又延喜式の神宮式に云篇七百六十長
二尺四寸と作る新秘例抄弓場始の条に矢長二
尺四寸と作る　造兵司式に云天平二年に
上矢　左子の物語の公卿長二尺一寸　立ち方東大寺
の宝物目録に云弓矢長　二尺九寸　六ちと作る

右上古の弓矢寸尺同しく神宝の神宝の
弓矢行ふ事なく宝物や神宝のみたの弓矢
の寸尺を経て事ゆゑ思ひ行ふべく宝級
としるし侍なり中古以来弓ハ七尺五寸矢ハ
二尺七寸みぶと定めけす尺曲尺の定なり
又器物尺の定ハ色々たりと雖て定め
ハ色々たりとハ大のもの寸法定
ものをつくる時ハ云く矢つゝ弓ゐと
宮上の秘事と先ゐとも其人のまゝて弓ゐこ
尺寸 矢つゝ十二束と束仕制して尺の定て

七尺五寸とハ力ある者ハ
も弱くして七尺五寸くらと
四尺ばかりのものの寸法を定ること
なり 大男ハ大なりの定メ小男ハ小なりの
定ゆへ主身の大小に応の弓矢となる 是中興
以上古より射術弱くして少けれ応の作り
ゐと先也 定て物なる事
多と左右へ引き伸ばたの手の中指の次
より中央の所まくの長サ五尺五寸 弱 物その作り足のうまて是ハ同しく

右書ハ宮所殿の
叶代の書記

締く大小共大双男ハ
その寸法の定

国立公文書館
National Archives of Japan

四尺四寸と二ツ合すれハ二尺七寸五分之足弦手身の
寸尺之たの孫と右の紙へ弓射りやくさしのはし
峯をみきりて弓峯のまん中より左の肩の前
矢弾とよられまそれ長サも二尺七寸五分より是
弦手身の長さうして　矢長こ鞍と日しるく前より本の
弦身の思長さ四尺四寸成弓の長さうしてハ二尺七寸
五分の矢服く引ヶ候し身の長四尺四寸ま又半
身の長二尺七寸五分加ゆれハ八尺二寸五分之是弦
己の長之あられとも長きときハ矢継よりさし少しつゝま
八尺五寸五分の内七寸みぞらゐ七尺四寸とれて

弓長さ定む七寸五分備へかけハ弓ま節とあるなれん
かあえ是為の尺ハ曲尺にて七尺三寸とれし定尺
とれ何の比よりかしなりけり詳なれ共射るま
中りかしハ射藝の上手かくまよる事なれとも一六
弓矢の長短ハ其身ま相應不相應の事あるへし

廿五　矢束　長サの事

矢束ハ必其人のかゝして十二束行ゆ物之数十二
束とかのかたちをうしてあかれハ二尺七寸五分
何にも一束と云ハ指四つ宛也物縁などに三人
張よ十五束なんと何るハ是矢の長短ま十五

未なるはかりなる人大男なる人のすなわち
十六未なれども世俗の人のもてはやすに未しる家
しなるべし大男なれども小男なれども家にもてなして十二未
なる和ハ引きめ物之宝なるべし

廿六　とのうたなるのの
れのうたなるとハ和歌の五七七ハ和の七七を
なるべき事なるおのハ已也たるべハ和為秋之人
のなるを加波可利と例をもハいたけも
遠なるハ寸之人とるべ和さしたるも弓矢敬
勝るハ皆おのうたなるして寸之を宝なる

そすの取様のう

名力人さしゆびとにさしひんなる
ゆびをやるひくくこひそつる宝手
い中ゆびの中とかるとるべ
図のやくちゆびとしひとりて
ゆびを守と宝

い人さしゆびの打目のまん中の一字を寸
と定めるまるとすべ

人くなるものの大小なるして七短円しゆびを人この

弓の寸尺をなりける

廿七　籐巻の弓の事

弓ハ節の所より裂る事多く損しけれバよろしからず
うるし籐をまきて其用心の為節の所を巻きて
巻たる弓を少し巻の弓と云也日本紀ニ見えたり

廿八　弓の名弓の事

天武天皇と大友皇子御位をあらそひ給ひし時
大友皇子怪鳥と云名弓にて天武帝を射殺さん
としける時天皇ハ弓を挽く彼怪鳥を射落し給ひけり
名弓と云弓ありとかや縁起にもいふ日本

紀並びの正史実録にも見へ侍らずとかや人弓ハ
自然名弓なりしも様々ありけれど忠統の為ニ記さず男
弓なれバ又一説神代ハ天雅彦といふ神をしらしく
葦原中国の悪神を征伐せしめて大己貴に下し
給ひしに天雅彦征伐とハせずして下照姫を妻て
国を奪んとして悪神退治しざりしと申せ
給ひしハ高皇産霊尊いかりましてと無名雉を
つかハして問せ給ふとき天雅彦弓と矢を
無名雉を射殺す是より名弓の名始まれりといふ
此説も信すべからず日本紀神代巻ニハ天雅彦

天麻児弓天羽と矢をそへて杵名雄を射く發すと
ありと以てけり教代とハ天つ子右の紀の意候な
るへきを知るへし抑も鷹手といふハ始めて鷹成
射たまひ記りし名なるへし始めるとハ雉鷸の
二色雉にても鷸にても草むらよりたちを
鷹成奈良の御代に鷹の兆すして伏かくまなかのやく
なるを宗ら射かたへ鷹なるといふて射兵ハ二弓なる
とえへしうり鷹を射とりて矢継にとりて鷹飛ひて
飛備ふる所は千代射弓とかく鷹をす原十疋へ
鳥おといふなるへし 夫木集に 信実 狩場の

鷸がり妹の笹ふさかつき弓とや鷹射の名をとかれ
とられへうり見えしてあるへし

廿九 弓の名所の事

真字の方ハ馬放実

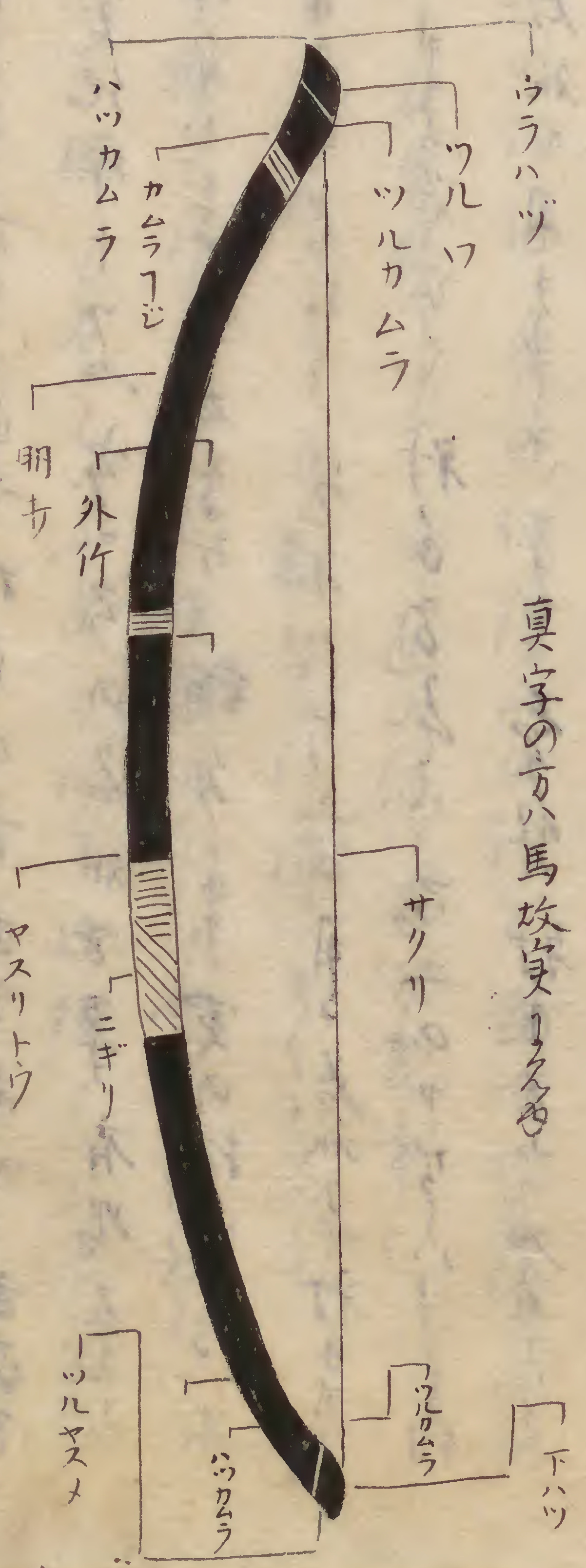

右名所の図 宝暦元年十二月十八日 小笠原縫殿書

持長（江名浦名）の記されしまゝ弓に射る方
弓名なり 是は板垣の書 武用弁略 武家
宝記抄といふ書より弓の名如左
押負小多打 大多打 鏑負多打 実の板垣打 木
末の名行 尼小八弓二の弓名如左射る方
八弓名なり 射る方そは弓二のやなはゝ
名如八用まゝきるもの 高れハ射る方ハ用まなき
名如し 方の内 木末といふハ射るとゝ
例末の如と木末といふ高方軍書ふ多
て二ツ立矢末と也 矢末也して約射れハ

如ゝそハ仕様の右ハ大半の如なそハ
射るなり 和矢末とハ弓の木末引ら 往ふ
すりの形 木るハ射る方の何 近世ハ弓
工の何 伯樂の何 陸工の何 弟士の弓多
し 能穿鑿して 工匠の何ハ弓数事し

卅 弓数なして 樺とまゝといふ
弓数そ小の物も 樺とまゝといふ 上ハ
又 上樺と也といふ 中樺といふ 是ハ
うで樺の枝と也 下樺 樺樺の皮を曝して
也く 細く截くされて也といふ 仕様

去て何の木の皮とてもくゝりに皆樺にはる物なり
皮のきめ樺にあるゆへ也 かくハ桜の皮をあげハ 樺にハ
かゝる物也 此の皮を樺にかゆる也 されハ京にても
巻てても弓にても 物に樺にまくハ かならず桜の皮の木
とまきしゆへ也 めぐくなりたるゆへ 樺とまくといふて物なり
て巻とまくもあり 弓を巻も糸をまくもあり 皆これと
樺とまくといふゆへ 公家の随身のおかしなるハ巻てまき
たりやし糸とまし有けり 紫宸殿にて見てけり 其の樺に
ありしまゝに對して巻と巻て と 其の樺といふを矢に
樺ならさしといふも 桜の皮にて巻に所手本の事

はまてまくゆへ 宇治拾遺に樺まきたる弓 所に見へ
たり 皮とかくハ非也

卅一 蟇目の事

蟇目の音ハ蟇の啼声に似たれハ 蟇目と云と
いへり 説かり用ならす なられ蟇の鳴声に似たるに
なし 其似たるハ蟇音とも蟇声ともいふへし
何迚目の字を付る 蟇目とハいふや 人一説ある
妖鬼出て人をとり喰ふ事ありしに山中より大き
なる蟇出て 彼妖鬼を喰殺したるより 彼蟇の
目を稱して 蟇目と作り 妖怪を退る矢と名る

とらへの後なり　年号むしろ　ハ何の時代とも
てうるべ年号も世代と知るべき物ハそうにたる
暮の姫鬼と唱歌もくとふハ高位之暮日　姫姫
と退るあるべくして物ハ成年　村面つきる
の後て大きなり也也へ年号てハ花面へ中り空ふ
ろうもくもの後くすると中と空してと行きも也へ
空を明り風と家して花姫ハ形ろうもくなるつき
為ハ空を明しハ行れ空行也へ風吹なくんん
と行て唱者なる也へ多歌色ハ行き　岩ろう
時異と為ん　ろんとハ行れ　又武位ハ暮日の

者ハ十二個ろうもう色なる也へ姫鬼の新
色と為ろうとハ後なり色又明にたる元
天地の写ハ者なる色ろ　の者なるとも十二
の和ハなき也へ十二個ろと空ハ物ハ暮日
の者のく十二個ろハ作ろう物ハ　ふ
十二個ろの和なる也へ小岩ろと姫鬼のくろう
と後ハ物くくハ伊へ　ろ色為ろう東澄
ハ引日の二字と月ハ　の也も換日実日なと
書ろもなる暮日と立る限ろうそハなく
芸日　繁ろう武林東姫　引日ハ響日の例なと

とゝひゝハ奉的なり仮令ひゝき目の中央にてひ
きめゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝの字を完字にて
なり目とゝハ穴のゝ[illegible]西てさてハ穴のゝを眼
ともゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]天工用地後兵庫孫子章白
響矢刈ゝす不中空雖眼為竅矢遇相風花
為則蔭子而留嘯矢已地眼ハ穴のゝ[illegible]

世二　暮目寸尺のゝ

暮目の定ゝす法ハなきを多賀宗家年云ゝ引目
のすハ四すゝ曲尺の定但ゝ若より四すとハ定の
寸ともゝれども大小の寸ハ弓のカ[illegible]ゝて伸縮

宗吾入道（下総守宗吾）　大道地方軍之曰　引目の寸ハ
不定（中暑）引目の大小のゝ人の弓勢よりゝて伸
縮ゝるを也ハ　切ゝき地ゝ[illegible]ゝ弓法和之曰
引目の大小ハ弓よりゝ[illegible]　殘射秘抄（小笠原流の花）よハ
引目　大小のゝ　是又　古々　為備之　彼是為之
切ゝハ行ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
引目解ゝも不而ゝ[illegible]ゝ[illegible]人和世切ゝて頭弓
ゝ大引目ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ矢[illegible]
大道のゝき　ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
言の射ゝの中よりゝ[illegible]ゝ引目大ゝ[illegible]

なんと是ゟ引ける所の射手の中ゟ矢ハ
目小サくハ拙なんと笑申も可有候ハ大小ハ
無之候ハ只人ゟ引ける弓ゟ長く射直なるくハ
一尺二尺も長く引ける弓ゟ強く引目の強き分
ゟ長く（石ゟ引ける弓ゟ強き宮町殿ハ代の事）右の長さのかしきと以
引目ゟ定り申候なきゟ矢を射候て毎引目ハ
定り申候なるゟ人ゟ格実と成
見なるべし

廿三　大奥足引目の事

近世大奥足の引目迚ハ一尺二寸の引目紙作て拵

人ゟ大奥足と引目の一種の名と成ハ
かゝしきゟ大迚物の長さゟ大奥足と成ハ
大長と成て弓も強きと引矢も長く
引目も大なる故引少人さ中の射手と大奥足の
射手と以是古代射手方何も弓も強き大
奥足と引目の大なるのゝ大奥足と云ふ成
大奥足の射手ハ成て大引目中拵申て
何の事ゟ云ふやと不審

廿四　宮直引目の事

魔除の為ゟ表の紙の上ゟ引目と云申候宮直

引目をとゝいふなり　石垣とも
主君の敵を討ん者を　石垣とも　伯耆の人
弟八の為　射引目成　射て　ひきさきを　石垣引
目といふ　さきを紀　大和　元七　をを　行　ふ
かつの姫　鬼ハ引目の　ものを　石垣と　無　抜　書
とをとゝ　石垣引目を　射人　をとを　又　弟経　紀伊
殆ど命　初ゝ　弟経の　なり　多　人ハ　なきと
ひられハ　四天王　ぬく　なり　男　六人　中　石垣　人を
中　石垣　をとを　弟八　と　言　こと　ハ　孫　ふ　伊
石垣　仕　とひられハ　弟　也　引目の　言　のつ

押　法　なん　ゝ　仕　石垣　仕　と　又　ゝ　ゝ　ゝ
ゝ　ゝ　石垣　引目　と　ハ　伯耆　ゝ　抜　引目を　射
ゝ　を　石　射　ゝ　石垣　引目の　梅　と　高　仕
なり　引目　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　の　和　ゝ　ゝ　人　有
ゝ　第　ゝ　ゝ　軍　ゝ　ハ　抜　引目　射　ゝ　ハ　射　引
目　ゝ　ゝ　ゝ　の　ハ　笠　射　引目　ゝ　ハ　引目　ゝ　石
と　古　人　中　ゝ　ハ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　例　多　ゝ　こと
ゝ　ゝ　別　ゝ　石　直　引目　ゝ　ゝ　梅　ハ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ハ　引目
ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ハ　ハ

世五　神頌の事

雁股ハ陰にして鬼殿と若し清ハ陽にして神
殿と云 是鬼神の陰陽と云伝なり 明らかなれ
ども俗ハ何とも陰陽 清と陽と
ちやうの如き陰陽あり 外の印なとハ入さるなり
又清を以て神殿とすれとも 清と神殿とハ一物
何れ別して 鬼殿と云為ハなきなり 又一伝に神殿
ハ神代にあるなり 神殿と云ふ 是又明なり
神代ハ八月の時清 何れ 神代迄 神殿
とも 神代とあれ 西史 宝殿 抜き
神殿ハ宝殿 清 月四月 拝の額ハ皆中を云

ものを宝殿とあるなり 拝殿とハ 為なり
なり 宝殿とハ 唱き 為 ども 志
ども 主 何 なり 神殿 為殿 拝 云
文字 定 かきなり

世六 一 四月の事

為免ハ月を毎 四月と云 一 四月と云
形かなり 一とハ的矢の如く 羽を用 的
月て二筋を一対 作 一 四月とハ 色 作
近世四月の拝 也 二 作て 一 二つ 月
て 二つの根と金て 月拝四つ 一 四月と云

ゝ形作るゝ事ハ古法ハ竹なきゆへ古制ハ
羽の内向ゝ一ゝと云根ハ一了目四ツ二の根
ゝて見数八ツなゝ言ゆゑ四目の寸ハ三寸
なり目の四ツなる故ゝ四目ゝ四目ゝ但
目成ゝもゝなゝ石ゝをハ異儀なゝとゝ二ゝ目
と二ツゝるゝハゝ一ゝゝ四目ゝゝハ何ゝゝ

廿七　ゝ箭のゝ

隔の箭ハ節箭ゝと言ゆゑ弓法秘書ゝ
隔のゝゝ箭ゝ或ゝとゝ又ゝ弦強ゝゝハ
箭のゝ箭の法弱ゝゝゝとゝ大長箭

ゝゝゝ箭と云ゝ何ハ矯ゝも同ゝゝ節箭
の根ゝ行の法ゝ制ゝゝ長ゝゝ箭とゝゝ
ゝを拵ゝゝゝ只ゝ箭ゝゝ云ゝゝゝ云ハ既ゝ
長箭ゝゝゝゝ箭ゝゝゝ箭ゝゝゝゝハ唱ゝゝゝ
ゝゝゝハ底の角ゝゝゝ和ゝ物ゝ有ゝ鏃ゝ
角上の源法ゝゝゝ用ゝゝ法ゝゝゝ
ゝゝゝハゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
知ゝゝゝゝゝゝゝ鏃の角ゝ作ゝゝゝ
鏃ゝゝ綜圓箭法頃ゝゝ作ゝ或秘記云
角箭ゝゝ角ゝゝ箭ゝゝゝゝゝ箭ゝゝ

所の仮と別弱手とめて名といへハ張ケ之
故実いまさら書ル迫加ル参考ニ
廿八　上さし中さしの事
上さし中さしとハ篭る矢ハ所の事
廿矢以下ハ上さし中さしハなし上さしハ四ツ矢
とさし中さしハ矢を矢上指ニ対して中指
とハ二ツを中さしもしくハ四矢を以ル妨ル
なるさし和ケ之指矢賞之者ハ指ル紙
図ケ河矢し内ハ所のさし仮ハ書ル指

廿九　ちきりのこと
近世ちきりとき迷ちとなるハ指を八ツ矢を
体実矢形の如く四三寸小羽ハ短くして
下の方を用ル之仮ハ加ル形を一寸二
分中より方ル　又一方の小羽の下ハ仮ハ
ほんとの羽を一寸二分ニして二ツ矢ル合羽の
数八ツ　はたき仮ハ所数ハ代ハ之ハ多
古ハ之ハ多くハ之ハ　ちきりハ之ハ
書も野ハ一ハ真の新仮物ハ多ほんとの
矢ハ羽ハ仮ハ石のちきりハ多ほんとの

[illegible]羽と[illegible]を[illegible]
[illegible]羽と[illegible]羽[illegible]
[illegible]中[illegible]と有 役安元暦の[illegible]
[illegible]（[illegible]）[illegible]
[illegible]（[illegible]）[illegible]
[illegible]羽[illegible]
[illegible]羽[illegible]
[illegible]羽[illegible]
[illegible]羽[illegible]
[illegible]羽[illegible]

八[illegible]なり[illegible]般ハ

夫木集跨射の[illegible]

[illegible]羽のやさしき[illegible]

なり[illegible]古代[illegible]

矢[illegible]

四十 [illegible]月の事

[illegible]月[illegible]

[illegible]月[illegible]

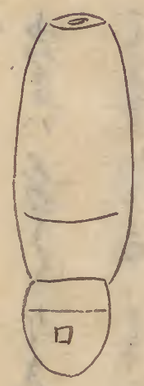

かくのやく[illegible]
[illegible]

さまハ多くなき所と拙者ふ考へ居り所すなり
ことにつけまりまりとしてふ考と形作りこれなり
居りけまんさ川日射るの格家ハ考へあき物と

四十一　神無の儀の事

神無の儀とつて神無者と号して明のとき糸
り禁色と有也むりに籠家の字作ハ誤て
天武天皇流儀言を射るひ時の儀と天子のれ
矢なり人筆之一字也拙なよそと為りとき糸を
糸儀とめる定を神無者と号と云伝説也
天武天皇字作より流儀を射るひる日和紀物

まり正史実録も考て なきもの 古伝と為る
又一説に神無の儀ハ那波て作る日の所の角よ
て名を作りて ほり入ると云所 高くの格家
につて 古秘伝口受りて 伝伝まりくなり
皆一家の私作 新作りて 神なれ神無
の儀の 為ハ田村 第家 出て 四き 地伝なれども
ケ様のものハ家ものとハ思ひ 神無と云ハ 仏家ハ
禅と 皆ハ仏法を信 すりる 京 切り 人儀矢
と責ひ称 神無の儀と 号 大恩
のり 者恵の矢なるの 新の為 それとなの人

家ゝ之割伝行迎さあ〳〵の伝伝とかもゝ也
故家ゝハ家てなきゝる 白の形伝なり

四十二　矢の羽をひしゝ花のゝ秘伝と云伝行　秘伝ハなきゝ事
なり　本家流軍之ゝ書ハ羽をねんゝ之伝之花
ゝ伝なしゝ之ゝ之花とひしゝ之ゝとゝ
射御拾遺集書ハ羽ハ切ゝ　月白へ
ひしゝ之ゝと羽之ゝ　西振之
ひしゝ之ゝ之ゝハひさこ之花　ひさこハ夕顔の
四合ゝてハ切ゝ　ひさこの花ハ白き伝

なゝ之ゝ　ひしゝハ之伝き切の花ゝよハひさこ花ハ
云しゝ　源平盛衰記石橋山合戦の条　左帝ゝ
家ゝ之ゝ　ゝハ白の也　之ゝ遅しきゝ七すゝ切ゝて
異のゝ之ひさこの花のやゝ　白ゝ生ハ名を夕顔
ゝ也ゝ之ゝ　書伝羽を矢ハはゝゝ羽さき
あき白ゝ伝ゝ羽ゝ　ひさこゝ之ゝ之ゝ
ひさこゝ之ゝ　何を切ゝて　ひしゝ之ゝ之ゝ
汲ひさこゝ之ゝ　ひしゝ之ゝ　之同ゝ例之

四十三　すゝとゝ花のゝ
言右軍之ゝ　羽の細き　家を正ゝとぎとゝ

又のいとをたてて
ものもきのものとていうことつよけりこの国に対る
方は月ひとて

四十四　水彼岳彼の事

新政の病矢れ水彼岳彼と云なりけ矢野ち信の
矢なりの人へるとそんしてかくのかく為れしとて
なりん国事豊雲紀ち彼とつよい馬鹿は相ん
ものき岳彼とつよい山ち相てものきとうとうて
ち彼岳彼の為は相ちんく為ます相の為供
の為なりとかくの為ましとも言葉なりん若相と

以くの為ましなりは為相は為のものなれは為相う
岳彼は山ちの尾張なれは新相う保なりん千相のす
ちくく供と作へうんん紀しきは家一

四十五　雷上動の弓の事

新政の雷上動とつよは光光の為事に養由
う娘柳花舟とつよ女ち彼岳彼の為ち相て
授しとつへとも奇怪の供うして供紀けりの
事ちのくの供なり事書も共制又ちその世ま
供ちれは又ちうへもなりん法供皆新岳の右供
なるは事紀ちの為ちの可為ちとつよ

冊子よりんとゆるさるゝ所ハ射場なりとゝ言れも
ゆるさるゝ所の事なりけ者まきらハ皆射場ふ
なれハ慥なる仮名ハ皆文字ハ発音仮名なりよりの
知るものハ知るもの知らぬよりハ知らぬもの
猶よ作りなるものと云出たるたもよし

四十六　矢こゝろ　矢さけび　の事

矢言といふも矢呼びといふも同じ意味なる
庸風対て矢こゝろハ射手ハ矢を射る
矢言をいふなり矢と矢こゝろすると
矢切よりなりと矢こゝろハ射場なり
特の時の矢こゝろ

大道切ゆゆ書る　小笠原長郎斎
えれの記し
とれ行しきはるとゝろと出して弓ゆの立足
ゆゆのめくるくるくとゝと矢こゝろとゝ
ゆりくゝ矢言と云　声ハ言ひくゝひくゝ
少しゆゆ矢言ハ　大道西の
小笠原
印とゝふ　よハ矢さけびとゝふ　射手ハ矢言
とゝ言ハ　宮所殿の時代小笠原家
ハ矢呼とハ　矢言とゝ
とゝふハ　古人よりの伝く　武田流
儀よ　武家　射手

射たるを云ふ何れも是は矢呼なあれば矢呼とも云ふ
矢呼と共に集信実の言葉なり
近き頃中比は特矢とけんのうれる麻の布
をきて矢呼とも云ふ矢呼は旧き名也

四十七　貴人の矢を法師矢と云ふ

貴人の矢を法師矢と云ふ
あて矢を作ることを仮名にて夫人の
矢を法師矢（ニウトヒテラヅヒテ　音通ずる）といふは室町時代の
古作書に入て法師矢とは和名抄も
入て平草紙日本は行て矢なれあて

法師矢といふ
と共一の名異とす西人矢を特く法師矢と云也
矢をうりと法師矢といふは紙巻を夫人の
弓矢は部の云ふ言なるなり西人云とは
矢を法師矢とも云ふ法師を特く云ふ近き矢は法
師矢ふは法師矢なれは偉なる

四十八　法師矢撰の事

近世法師矢無とて器物を飾り武
用弁略と云書に書よる信国なれ
れたるよ弓三挺三本中よりの矢を三本出

後のやうにまぎれ草紙を作りて所物
ならべ調度をとる役人是と有るべきなり
まと称しといふ事也此器古代かりそ
なき物也調度名といふ役人の名ハ古書ハ
ふ調度をといふ器物ハ古書ハ不可考
雑略軍器考ニ此器の図ハ相阿弥ハ画
東山殿御所記ニ有と不可考 予ハ御所記ニ四
ニ有色々しかれども只東山殿ニ中元席の掛
法義祖 香積の所 主殿の御所 地の法師のみ
調度掛といふ器と図しあり知ハ一冊しなり

此御所記ニ云ふハ高倉ニ東山殿の比よハ
なき世なりしハ主図ハ書きなり 或説ニ曰
乃潅入乃文明年中上居し将軍義政公 東山殿
此對面の時調度掛の事ハ何ハ分ひあん
度和の所 主ハ上ハ上ハ
ふ人まうこと
度ハけ
ハ家御感なりと
山殿の時ハ此器
此御所伝ハ

上之　蒹葭集　乃綾の前集之　よりゑびらともとなへてよき
ゑびらありしあり右乃調度を〔の〕ゑびらとなつて備へなし
乃綾の作りハおしなべて人の志作なりけれバなきつけし
其歎何のよきすがた箙容の朱しくさひれん
東山殿とたりけるしかる頃之又軍器考ニ弘
安礼節といふ書ニ大調度掛ハ調度掛といふす
なりて川用ひ候る弘安礼節といふ書一巻ハ弘安年中定
定めし書也　軍器考ニ引
用ひしハ別の書ニて十二巻之　弓ニ弘安礼節とえらぶ偽
書なり何れニ出る所すハ混ずるにたれば疑ふ
中調度をといふ器なりとつきよふなし　又古へ共

武士ハ用心とせしとよろひの人ニ弓ハ猶更よ立を
要矢ハ箙又ハ空穂なりして持て要又ハ扉付箆
織といふけれよ弓近より箙壺かひ又ハ空穂かひ
弁し箆て出る人をと持志らなれバかの調度を
つふ器ニ弓と立もあらしの矢とさし弓ニ仕
切板をもしありしかゆかなりよりてハ急なりけよ弓と
たり出し矢とかれこれと植あし箙と穂細
さしてとり出すかりよりしそハ此利精なり急ひとよハ
なふへしれ是不便利なり器之　古来の此代と
なりし武徳ニ嫌き人の持之様出来し也なりへし

行列士の男つき乃異なるなる故に弓箭を
の役人とするハ矢箙を負ひ弓を持ち
の供奉する役人とするハ箙を負ひ弓を
老男より入てう軍器先も箙を写し物也
間部至と云番ハ古代なき地なれハ箙と有て
役しまハなる故に行列の役人世人の
敵を射る者なるハ調部掃の役なるべし
屋なると宣ひしる事なるべし二十の矢を
て廿人の敵を射る役の多利也とも如の箙の
なる番を負ハ多遠平て駕を出行

多時中川三番を加役して弓と矢を
屋侯などなれらしを敵方
近く寄りいるとも廿人又多く矢を
ぬきたるとも途中より箙ハなく三矢を行きして
他矢廿人や芝木の中を能先にいるの調部
をとる役人の如の箙なる箙と負なるし
よりなるとも又て調部掃の役なる公
家武家の家別なる象の調部ハ弓矢を
常なる他矢の多なる人数なる人選て
武蔵ハ行軍持参又ハ案内なる乃家自

弓箭と帯しるうるこの所なる人て
拍軍のはの弓箭を帯せ[illegible]しるこの所の湯屋をとつふ
はと称せるものハ拍軍のはの弓矢を帯せるうる好と
されハ湯屋をハ点一人と称せしと人の弓矢
と帯せるものハ点一人と見て[illegible]ハ点ハ湯
屋をとるつて[illegible]武蔵の[illegible]成
知るしる又烏帽子のをなをとゞけと
しるて頂戴をと云ハ[illegible]ハ湯屋の家を
用ハ侍と（安の字名やとゝしテらうもるを見ハ絵ハしき[illegible]きらスをび[illegible]る人絵ハ[illegible]）

四十九　仰と矢箭を用ふる事

延喜式に武部少丞より箭を作る矢箭四百廿年人
日の油絵料二百箭　毎年大和国より絵毎年
交易して長[illegible]と[illegible]ふ拍[illegible]柳の[illegible]て
矢箭を作るの[illegible]て怪[illegible]
見ハ作るハ[illegible]の日[illegible]を年人
日の官人[illegible]用て油を絵る年ぬ[illegible]
柳箭ハ[illegible]ハ[illegible]て油を年怪[illegible]
色[illegible]唐士の矢をえしるの[illegible]柳の本と
別[illegible]箭[illegible]多物と柳の方絵ハ油[illegible]
ハ矢待[illegible]唐士[illegible]柳の[illegible]

竹を用ゆ　而して面白くして
作義の日和佐よりそい竹義の
作義とい初めて人なき也と弦をとい
矢の本とする　ナトノ意也
五十　的のたんたんの
たいたんの字　弥平も　常佩も　立　歩立　弥平　記
寛永二年　肥前
細川　忠利公　的の
はをとる　皆初めたいたんのもと　作用と
射る　形象の　弓　的　的の
的を　弦　弓　杖　つまて　肩をぬき　矢
的と　的の　弓かまへの　矢の　つえ　杖の
射て　退き　杖の　肩　杖　杖
杖の　なと　一ケ条の　内より　引　つまて　書
多　知れ　たいたいと　つへ　始より　終より　多と
射礼　の　たいたい　たいたいとて　射の　安
と　云　そ　弥　礼の　小　的と
的　初めて　射　弦　作　宮　像と　云
一　初　武　と　引　射　弥　弥と　弥
弥の字と　用　一　常佩の　弦　作
七日　正月　弓　初め　的　的と　人

[illegible]の[illegible]たいそんと云ふ[illegible]
なるそんの物と[illegible]又たいそんの物と
いへる物と云人[illegible]
[illegible]

春艸巻之上終

国立公文書館
National Archives of Japan